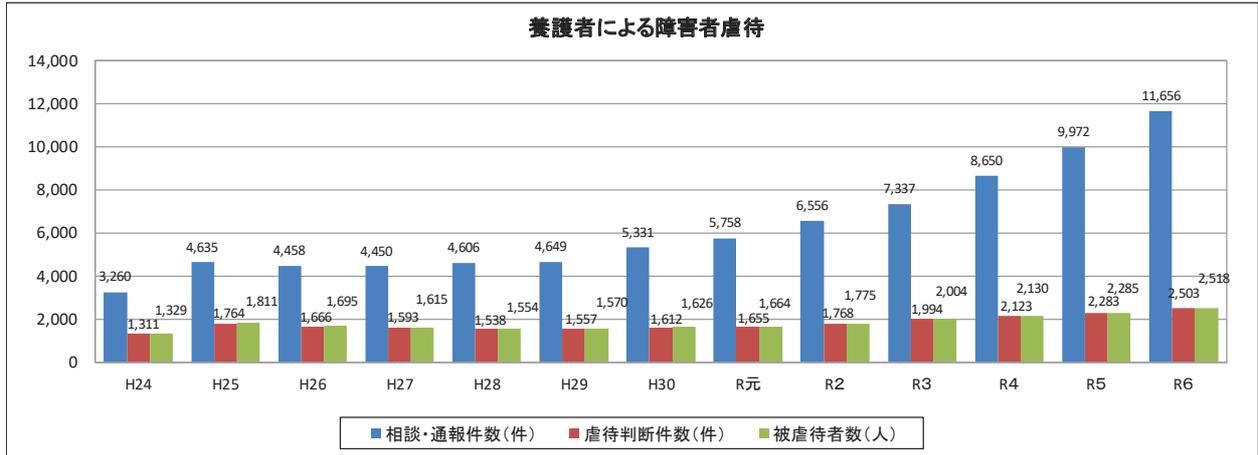


1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件(16.9%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件(9.6%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人(10.2%)増加。

養護者	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518



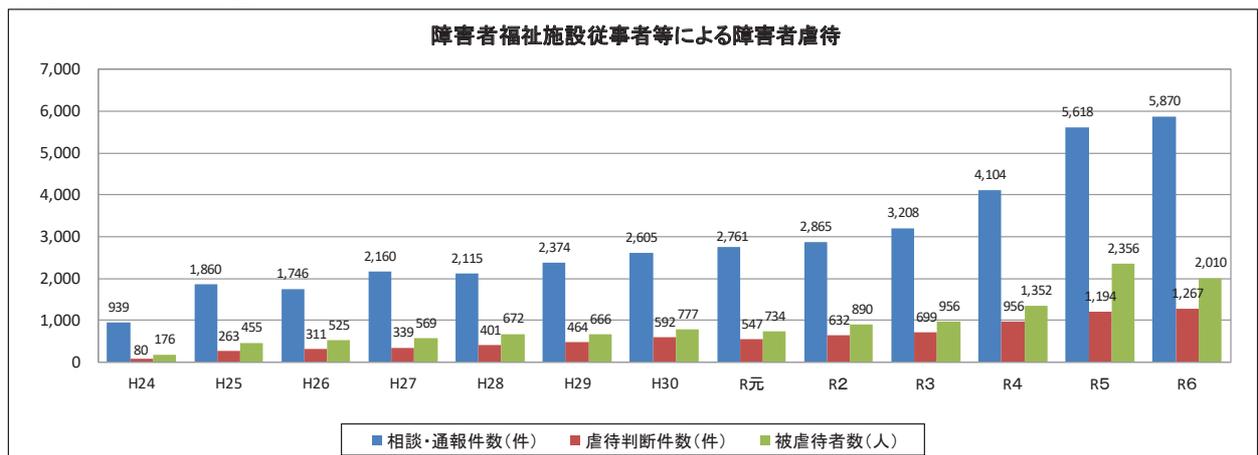
\* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

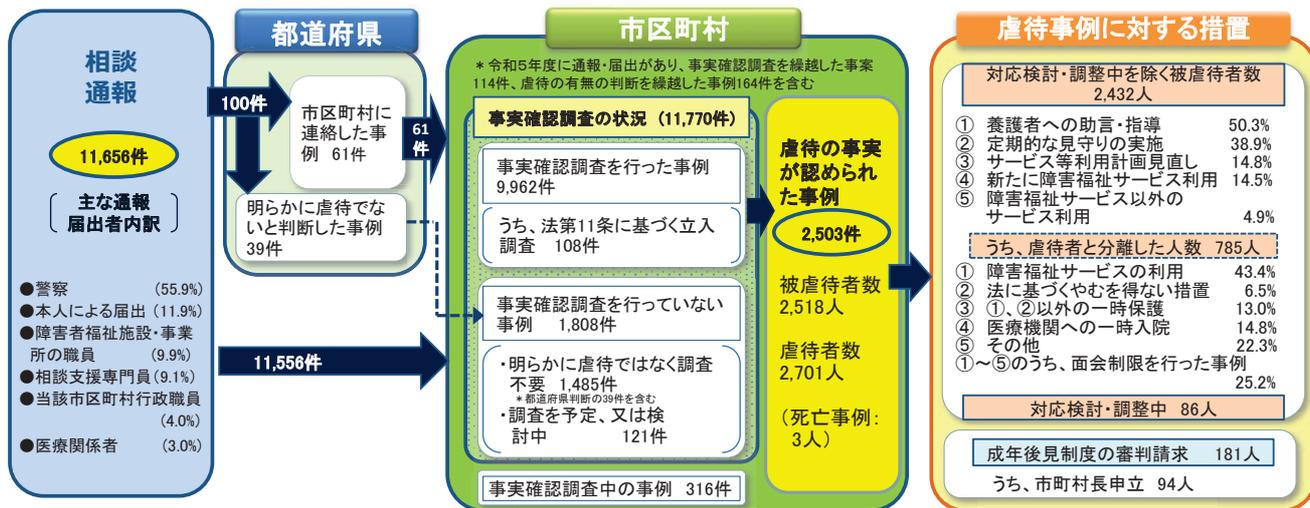
- ・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く



\* 平成24年度は下半期のみのデータ



### 虐待者(2,701人)

- 性別 男性(63.3%)、女性(36.7%)
- 年齢 60歳以上(38.5%)、50～59歳(26.7%)、40～49歳(16.3%)
- 続柄 母(24.1%)、父(22.8%)、夫(16.7%)、兄弟(11.3%)、その他(10.6%)

### 虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
66.1%	2.3%	31.9%	11.5%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

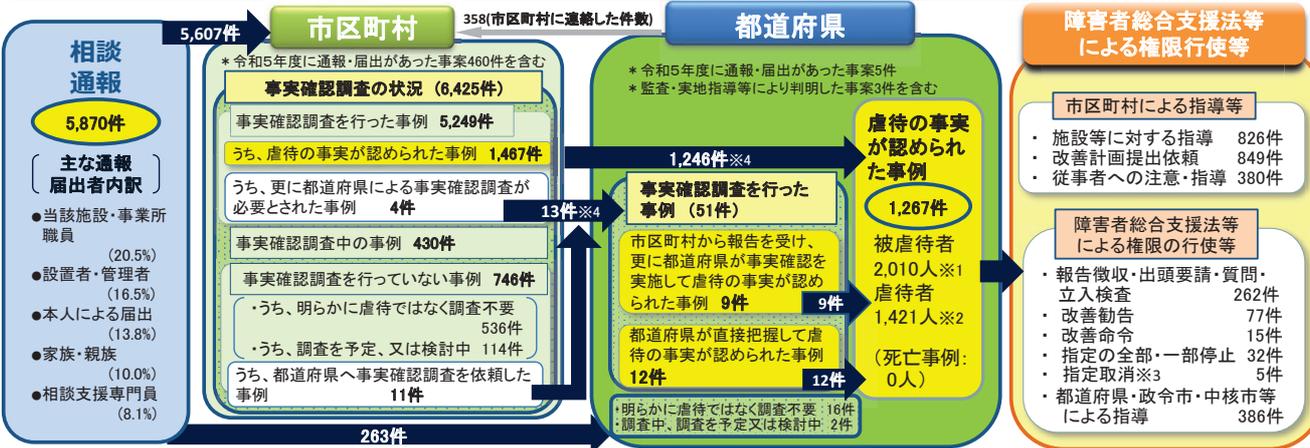
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	45.0%
虐待者が虐待と認識していない	40.1%
虐待者の知識や情報の不足	23.9%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.5%
虐待者の介護疲れ	20.9%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	18.6%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	17.0%

### 被虐待者(2,518人)

- 性別 男性(35.5%)、女性(64.5%) ※性別不明:1名
- 年齢 50～59歳(22.8%)、20～29歳(22.3%)、40～49歳(18.3%)、30～39歳(17.9%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
15.9%	43.0%	47.6%	4.3%	2.9%

- 障害支援区分のある者 (47.4%)
- 行動障害がある者 (23.4%)
- 虐待者と同居 (84.2%)
- 世帯構成 両親(14.0%)、その他(13.9%)、配偶者(12.5%)、両親・兄弟姉妹(11.4%)、単身(9.7%)、母(9.4%)



### 虐待者(1,421人) ※2

- 性別 男性(66.3%)、女性(33.7%)
- 年齢 60歳以上(21.5%)、50～59歳(16.8%)、40～49歳(14.9%)
- 職種 生活支援員(43.4%)、管理者(10.1%)、世話人(9.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.3%)

### 虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短所入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支援	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
倫理観や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

### 被虐待者(2,010人) ※1

- 性別 男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢 20～29歳(18.2%)、50～59歳(17.6%)、40～49歳(16.1%)、～19歳(15.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%

- 障害支援区分のある者 (73.7%)
- 行動障害がある者 (38.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件を対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件を対象。  
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為を理由として行ったもの。  
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

# 障害者虐待防止法の概要

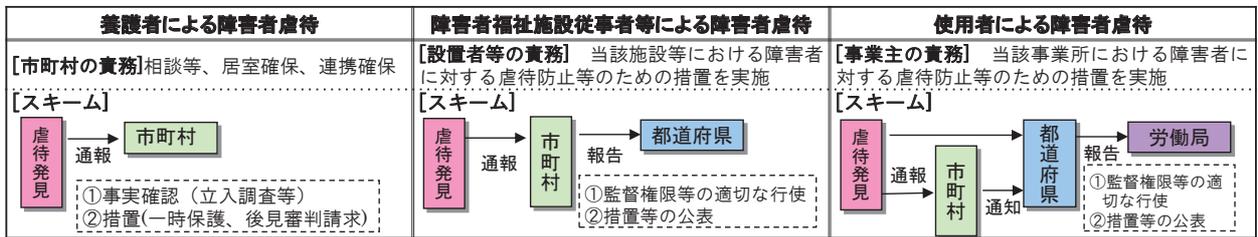
(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、①③④に掲げる行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること)

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。